

相談激増！「定期購入」販売契約のトラブル 契約内容や解約条件をよく確認しましょう

健康食品や飲料、化粧品など通信販売に関する相談が激増しています。お試し価格「初回 90%OFF」などのお値打ち感を強調した価格と、商品の効果を大きく表示して宣伝し購入画面へと誘導します。消費者はお得にお試しだけのつもりで商品を注文して商品が届きますが、実は『定期購入』コースを契約しているため、2 回目の商品とその代金の請求が届きます。

この契約の問題点として、

- ① 定期購入が条件であることがわかりづらい（表示が目立たない、見づらい）
- ② 広告や動画広告で商品の効果が協調されるため、契約条件を見落とししてしまう
- ③ 解約保証があると謳^{うた}っているため、気軽に注文してしまう
- ④ 解約条件がわかりづらい
- ⑤ 事業者と連絡がとれない

解約条件によっては、注文時の割引額では解約にに応じてもらえなかったり、解約できる期間が短く解約が困難なケースがあったりします。また、健康食品や化粧品など体質に合わず、体調不良が理由でも解約に応じてくれないケースもあります。多くの事業者は、消費者からの問合せや解約に十分に対応できる体制が整っていないとその結果、電話がつながらない状況になってしまいます。スマホのような小さい画面ではわかりづらいかもかもしれません。注文する時は、申し込み画面、最終確認画面で、こういった条件で買うか、解約するときはどうするかをしっかりと確認しましょう。

【令和元年 12 月国民生活センター公表】

「キャッシュレス使い方講座」を開催します

◆令和 2 年 3 月 12 日（木）午後 2 時～午後 4 時

◆大垣市奥の細道むすびの地記念館（大垣市船町 2-26-1）

◆参加費無料、先着 30 名様

◆主催：経済産業省中部経済産業局

◆共催：大垣市 ◆協力：養老町、神戸町、輪之内町、安八町

キャッシュレスに不安のない声に安心してご利用いただけるよう、キャッシュレス決済の仕組みやポイント還元の仕組みについてわかりやすくご説明します。興味のある方ならどなたでも参加できます。中部経済産業局のホームページの専用フォームから参加の申込みをお願いします。

お問い合わせ／申込先

中部経済産業局 ポイント還元事務局 052-951-0597

<https://www.chubu.meti.go.jp/c51ryutu/200122/>

使ってみよう！
『PayPay』
『LINE Pay』

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、受講者の健康と安全を最優先に考え、中止させていただきます。

消費生活相談のことなら・・・

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185

➤ 消費者ホットライン ☎188